３年度　公文書開示状況（８月決定分）　財務局

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R4.7.28	R4.8.3	修繕積算標準及び修繕積算標準単価表の改定について（文書番号２財建工務第900号）	14	1															財務局建築保全部工務課
2	R4.7.28	R4.8.5	建築工事積算標準単価表（令和３年４月１日付） 電気設備工事積算標準単価表（令和３年４月１日付） 機械設備工事積算標準単価表（令和３年４月１日付） 令和３年度設計等委託料積算標準単価表	825	1															財務局建築保全部技術管理課
3	R4.6.14	R4.8.12	・令和４年４月１日適用　有資格者一覧 ・令和４年５月１日適用　有資格者一覧 ・令和４年６月１日適用　有資格者一覧 ・貸借対照表及び損益計算書（非上場企業のうち公告方法が電子公告かつ大会社にあたる企業）	23	1															財務局経理部契約第二課
4	R4.6.14	R4.8.12	貸借対照表及び損益計算書 （非上場企業。ただし全部開示となる企業を除く）	548		1						1							株式会社は、会社法（平成17年法律第86号）第440条及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に基づき、貸借対照表等の公告が義務づけられている。 また、別紙のとおり、会社法第939条の規定による公告方法、会社法第２条第６項の規定による大会社の該当の有無及び会社法第２条第５項の規定による公開会社の該当の有無に応じて、公告義務のある範囲は異なる。 なお、株式会社が、貸借対照表及び損益計算書を作成する際の項目は、会社計算規則に定められている。 そのため、対象となる株式会社のうち非上場企業について、公告義務のない範囲に係る記載内容は、法人の内部管理情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第７条第３号の規定により非開示とする。また、会社法及び会社計算規則に定める公告義務のある範囲に係る記載内容については、公表されている又は公表を予定されている内容であるため、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことから、開示することとする。	財務局経理部契約第二課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
5	R4.6.14	R4.8.12	貸借対照表及び損益計算書（上場企業）																対象となる株式会社のうち上場企業については、金融商品取引法により有価証券報告書の提出、公開が義務付けられ、金融庁のホームページ上にて公表され、閲覧が可能となっているため、条例第18条第１項の規定により、請求を却下する。	財務局経理部契約第二課
6	R4.8.1	R4.8.15	庁有車運転日誌 （１）小池知事　　令和４年１月１日から令和４年７月31日までの分 （２）村山特別秘書　令和４年１月１日から令和４年７月31日までの分 （３）宮地特別秘書　令和４年１月１日から令和４年７月31日までの分	534									1						車両番号 ・東京都情報公開条例第７条第４号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上支障を及ぼすと認められるため。	財務局経理部総務課
7	R4.7.13	R4.8.19	債権管理マニュアル	91		1									1				債権管理マニュアルは、債権管理に係る標準的な方法を示しており、日常的な管理の具体的な方法、債権の滞納が生じた際の対応、私債権放棄の要件など、実務的な手続きを的確に行うことができるよう解説を行っているものである。 本マニュアルは、平成20年度の作成以降も、債権管理の実務を進める中で、様々な事例から得られた知識・経験・ノウハウを集約・蓄積し、随時更新してきている。 こうしたノウハウ等の情報の一部には、外部の債務者に知られることで今後の業務に重大な支障を来たすものがある。例えば、都が差押えしようとする際の具体的な手法の記述があり、債務者に知られることで、予め都の債権回収の具体的な行動を把握され、本来なら差押えできた財産を隠匿することが可能となる（所在調査における現地調査事項など）。 また、私債権放棄の要件や具体的事例を掲載しており、いわば都が債権回収を断念する基準が債務者に知られることにより、都が再三の納付催告をしたとしても債務者に当該基準（時効成立など）が満たされるまで意図的に納付を拒絶するなどの対応を取られれば、本来回収できたかもしれない債権を手放すしかないこととなる。 その結果、行政事務の根幹である公平性を損なうことになる。	財務局主計部財政課
8	R4.7.1	R4.8.24	31財経総第186号外48件	100							1								７条２号 ・個人の氏名・住所・所得・財産・生年月日・学歴・職歴に関する情報であり、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるため	財務局経理部総務課
9	R4.8.23	R4.8.26	建築工事積算標準単価表（令和３年４月１日付） 電気設備工事積算標準単価表（令和３年４月１日付） 機械設備工事積算標準単価表（令和３年４月１日付）	799	1															財務局建築保全部技術管理課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうことになるためあるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「１」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び非開示について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのか、該当する項目に「１」を記入しています。
東京都情報公開条例第７条第１号：法令秘情報
第２号：個人情報
第３号：事業活動情報
第４号：犯罪の予防・捜査等情報
第５号：審議・検討又は協議に関する情報
第６号：行政運営情報
第７号：任意提供情報
第８号：特定個人情報
第９号：死者の個人番号

＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名又はそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜総枚数＞について
・他の開示決定と一体として決定を行っている場合は総枚数欄が空欄になります。